

第5章 重点施策

第5章 重点施策

市は、計画策定にあたり、重点的に取り組むべき施策を以下のとおり定めます。

1 地域における高齢者相談体制の充実

- 高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けられるように、日常の困りごとを気軽に相談できる場所が身近にあることが求められます。そのため、市は地域包括支援センターを中心とした相談体制を充実し、地域の高齢者の支援体制を整えていきます。
- また、地域包括支援センターの機能が発揮できるよう、市とセンターとの連携を密にするとともに、地域包括支援センターが地域住民に身近に感じてもらえる拠点となるよう努めていきます。

2 介護予防・健康づくりの充実

- 日ごろから「健康」でいることは人生を楽しく豊かに過ごせるための大切な要因です。今回の介護保険制度改正は、介護を受ける時期を遅らせること、つまり健康で生活する期間をできるだけ長くすることに主眼においています。市では、介護保険制度改正に伴い、新たに地域支援事業と新予防給付を実施する介護予防重視型のシステムづくりを行っていきます。
- また、一人ひとりにあった予防対応をおこなうため、その人にあった介護予防プランを作成し、実施することで高齢者の自立した活動につなげていきます。

3 地域で高齢者をささえるネットワークづくり

- 市は、高齢者が住みなれた地域で住み続けられるように、地域に密着している民生委員や商店街、消防や警察、医療機関などの地域資源の協力の下、高齢者のささえあいネットワークを構築して、高齢者の見守りを推進してきました。
- 今後は、高齢者の実態調査、ささえあいネットワーク、ふれあいのまちづくり等の社会資源を活用して地域の高齢者を把握し、高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けられるように、地域のコミュニティのネットワークを活かしたまちづくりを行います。

4 高齢者の権利を守る体制の充実

- 家族や介護者からの虐待や、訪問販売などによる消費者被害が増えており、高齢者の尊厳や人権が脅かされる状況があります。市では平成 14 年 9 月から「権利擁護センターあんしん西東京」を通じて成年後見制度の利用を支援するとともに、社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業の利用など権利擁護事業を進めてきました。一方、制度の周知や活用が十分に進んでいない状況にあります。今後は、制度の周知に努めるとともに成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の体制の統合・充実を図っていきます。
- 平成 17 年 11 月、65 歳以上の高齢者に対する虐待防止や発見者の自治体への通報義務などを定めた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成 18 年 4 月から施行されます。市は、地域包括支援センターの社会福祉士と連携をしながら、虐待防止に関するネットワークを構築していきます。

5 高齢者福祉基盤の充実

- 福祉会館は、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための地域施設です。健康相談・健康体操や各種教室の事業の他に、高齢者の方の自主的運営による各種サークル活動も活発に行われています。福祉会館は建替えの時期を迎えており、住吉福祉会館（平成 20 年完成）の建替後は、引き続き下保谷福祉会館の建替を検討していきます。
- また、高齢者の運動器の機能向上を図る場として福祉会館を活用し、介護予防と健康づくりに努めていきます。
- 市民が利用できる地域密着型サービスを整備し、日常生活圏域を基本として、福祉基盤を充実していきます。

6 認知症・うつ予防対策の充実

- 認知症は早期の予防と対応により改善する可能性がある疾病といわれていますが、理解とそれらの対応、支援が進んでいない状況があります。また、高齢者は身体機能の低下や社会的な交流が少なくなることで、うつになりやすい傾向があるといわれます。しかし、閉じこもり状態にある高齢者など、その症状が見逃される傾向があり、身体状況を悪化させることにつながります。
- 認知症は、地域の理解と協力があれば住み慣れた地域で暮らすことも可能なため、地域のネットワークづくりや、市内の地域資源の活用、ボランティア活動の充実を図っていきます。
- うつ予防については、うつ病の正しい理解の普及・啓発、社会的孤立を防ぐために生きがい活動と閉じこもり防止活動の推進、相談できる体制づくりなどを推進していきます。